

傷害保険 重要事項説明書

- 本書面はご契約にあたっての特に重要なお知らせが記載されております。「契約概要のご説明」には、商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報のご説明」には、お客さまに不利益となる事項など特にご注意ください。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおりをご参照ください。また、ご不明な点につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険契約者以外に保険の対象となる方（以下「被保険者」といいます。）がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事項をお伝えください。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は急激、偶然、外来の事故により被保険者がケガをされたときに保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって商品をお選びいただくことができます。

商品の種類	補償項目	被保険者			保険金が支払われる事故	
		申込書記載のご本人	ご本人の配偶者*2	その他の親族*3	交通事故*4	左記以外の事故
普通傷害保険 青年アクティブライフ総合保険	○	-	-	○	○	
交通事故傷害保険	○	-	-	○	-	
ファミリー交通傷害保険*1	○	○	○	○	-	

- *1 被保険者を「ご夫婦」または「ご本人とその他の親族」とすることもできます。
- *2 配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下、同様とします。
- *3 その他の親族とは、ご本人またはその配偶者の同居の親族（ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）および別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子をいいます。
- *4 「交通事故」とは次の事故をいいます。
 - ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない場合に運行中の交通乗用具との衝突・接触または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発を原因とした事故
 - ② 運行中の交通乗用具に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の事故
 - ③ 乗客として駅などの乗降場の改札口の内側に被った事故
 - ④ 道路通行中における、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等を原因とした事故**【交通乗用具の範囲】**

電車、モノレール、ロープウェー、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）、飛行機、船舶、エレベーター、エスカレーターなどをいいます。
 (注) 遊戯用として使用されるもの、一輪車、幼児用三輪車、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具、ドローンその他の無人航空機、模型航空機、ハングライダー、気球、セーリングボード、サーフボードなどは含まれません。

(2)補償内容

- ① 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
 セットする特約により、下記の保険金・支払事由が制限または拡大されることがあります。詳しくは「ご契約のしおり」等でご確認いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ②後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ*が原因で、入院した場合、入院1日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。
手術保険金	保険期間中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けた場合、手術保険金（入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍）をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ*が原因で、通院（往診を含みます。）した場合、通院1日につき、通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。

*ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

急激	「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然	「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来	「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

- (注1) 「急激・偶然・外来」の条件を欠く場合として、靴ずれ、日焼けなどがあります。
- (注2) 「ケガ」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに生じる中毒症状を含みます。（細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は含みません。）

② 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガ、損害に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

● 次のいずれかによって生じたケガ

- ① 保険契約者・被保険者の故意・重過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等
 - ③ 地震・噴火・これらによる津波（天災危険補償特約がセットされている場合は、補償の対象となります。）
 - ④ 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ⑤ 病気・心神喪失等を原因とする場合、これらを原因としてケガをした場合（たとえば、歩行中に病気により意識を喪失し転倒をしたためにケガをした場合など）
 - ⑥ 妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒
 - ⑧ 酒気帯び運転中や、麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中
 - ⑨ ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動中
 - ⑩ むちうち症・腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないケガ など
- (3) セットできる主な特約およびその概要
 主な特約およびその概要のみ記載しています。詳しくは「ご契約のしおり」等でご確認ください。

特約等の種類	補償の概要
個人賠償責任補償	日本国内*1において保険期間中に、ご本人またはご家族*2が日常生活における偶然な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。（国外の個人賠償責任補償対象外特約がセットされています。）

特約等の種類	補償の概要
就業外傷害倍額支払*3	保険期間中の、被保険者がその職業または職務に従事していない間の事故によるケガ*4に対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金を2倍にしてお支払いします。(就業外傷害倍額支払対象外特約がセットされている場合、本項の適用はありません。)
天災危険補償特約*5	保険期間中の、地震・噴火・これらによる津波によって生じたケガ*4に対しても、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をお支払いします。
就業中のみの危険補償特約	保険期間中の、被保険者が職業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。)の事故によるケガ*4に限り、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をお支払いします。
傷害医療費用補償特約*6	保険期間中の事故によるケガ*4により、事故の発生日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した医療費等をお支払いします。
携行品損害*3	保険期間中に、自宅外において被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に損害額をお支払いします。

- *1 青年アクティブライフ総合保険では、国内だけでなく国外での賠償事故についても補償対象となります。
 *2 ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族(ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子をいいます。
 *3 青年アクティブライフ総合保険にセットされています。
 *4 ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
 *5 青年アクティブライフ総合保険では、就業外傷害倍額支払対象外特約をセットしている場合のみ、セットすることができます。

- *6 普通傷害保険および青年アクティブライフ総合保険にセットできます。
 (4)保険期間(保険のご契約期間)
 保険期間(保険のご契約期間)は、原則として1年です。また、1年超の長期のご契約や1年未満での短期のご契約につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書・加入依頼書等をご確認ください。

- (5)引受条件(ご契約いただく保険金額等)
 保険金額の設定、その他引受の条件につきましては、以下の点にご注意いただくとともに弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、申込書・加入依頼書等をご確認ください。
 ①保険始期日時時点で被保険者が満15歳未満の場合、または満15歳以上で保険契約者と被保険者が異なり、被保険者ご本人の同意の署名がない場合、“死亡・後遺障害保険金額”は、他の傷害保険契約等との合算で1,000万円が上限となります。
 ※青年アクティブライフ総合保険で就業外傷害倍額支払対象外特約をセットしない場合には、就業外の保険金額が基準となります。
 ②保険金額は被保険者の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。
 ③入院保険金、通院保険金にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。
 ④ご契約の内容によっては、前記各特約をセットいただけない場合があります。

2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、仕事の内容(仕事上のケガにも保険金をお支払いする場合のみ)等によって決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、申込書・加入依頼書等をご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を現金で払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。分割払の場合には、分割回数および払込手段により、保険料が割増となります。(包括契約方式でご契約いただく場合は、払込方法が異なります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。)

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はございません。

5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約内容、解約時の条件によりご契約の保険期間のうち未經過であった期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、『注意喚起情報のご説明』に記載のご連絡先をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

1. クーリング・オフ説明書(契約申込みの撤回等について)

保険期間が1年を超える個人のお客様のご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。

- ご契約をお申込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社本社クーリング・オフ窓口あてに必ず郵便にてご通知ください。ご契約を申し込まれた代理店では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- クーリング・オフされた場合には、払い込まれた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。

<クーリング・オフできない場合>

次のご契約は、クーリング・オフはできませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。)
 - 営業または事業のためのご契約
 - 法人または社団・財団等が締結したご契約
 - 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約
 - 通信販売特約により申し込まれたご契約
 - 予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・代理店等の営業所等で申し込まれたご契約
 - 預貯金口座への振込みによる方法で保険料を払い込まれたご契約
- なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリング・オフを希望される場合は、はがきに下記記載事項をもれなくご記入いただきご捺印のうえ、下記送付先に郵送してください。

<送付先>〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10

ジェイアイ傷害火災保険㈱「クーリング・オフ窓口」行

<記載事項>・クーリング・オフする旨の記載 ・保険契約者の氏名(捺印)、住所、連絡先の電話番号
 ・契約申込日 ・契約の保険種類 ・証券番号(または領収証番号) ・取扱代理店名

2. 告知義務・通知義務等

(1)契約締結時における注意事項(告知義務等)

- ①ご契約時において、弊社が告知を求めたもの(告知事項:申込書・明細書・加入依頼書に★または☆印が付いている項目)について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約は無効となりますのでご注意ください。なお、法人等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員を被保険者とする契約につきましては、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。ただし、ファミリー交通傷害保険では、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を特定の方に定めることはできません。

③被保険者の告知事項、その他申込書・加入依頼書等の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望とおりの内容でお引受けできない場合があります。

(2)契約締結後における留意事項(通知義務等)

- ①ご契約後において、告知した★の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。普通保険約款では次のものが通知事項となります。
 - 被保険者の職業・職務が変更となる場合(職業に就いていない方が新たに職業に就いた場合や職業に就いていた方が辞めた場合を含みます。)(普通傷害保険、青年アクティブライフ総合保険のご本人のみ対象)
- ②普通傷害保険および青年アクティブライフ総合保険については、ご契約締結後に被保険者が、次のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含む。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
---------------	---

③上記のほか、保険契約者の住所を変更される場合も、弊社代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせができないことになります。

3. 責任開始期

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に開始します。
- 保険料は初回保険料の口座振替に関する特約などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じたおケガに対しては保険金をお支払いできません。

4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な事由）

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- 保険契約者・被保険者の故意または重過失によるケガ
- 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因としたケガ（天災危険補償特約がセットされている場合は、補償の対象となります。）
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じたケガ
- むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないケガ など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日^(※)までにお支払いください。所定の払込期日までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた保険金をお支払いする事由に対しては保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただく場合があります。
(※)口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。
- 分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間の保険料を請求させていただく場合があります。

6. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約の条件によって、保険料を返還、または未払い保険料をご請求させていただきます。また、返還される保険料があっても多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

7. 重大事由による解除について

次の事実があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
- 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合 など

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり補償されます。

- 保険期間が1年以内の場合：保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- 保険期間が1年超の場合：保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。^(※)

(※)主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%を下回ることがあります。

9. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1)事故の発生

この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

(2)保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする下記書類をご提出いただく必要があります。

本人確認書類	印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、健康保険証の写し、委任状、法定相続人の戸籍謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関（所管の警察署等）の事故証明書、またはこれに代わるべき書類など
傷害の内容および程度を確認できる書類	死亡診断書、死体検案書、後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書、入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類など
賠償事故に関する書類（補償をセットした場合）	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類、相手方の相続人を確認するための書類（死亡事故の場合）など
携行品損害に関する書類（補償をセットした場合）	損害の程度を証明する書類（修理不能証明書、修理見積書など）、損害品の写真、領収書等の損害品の価額を確認できる書類など
支出した費用を確認できる書類（補償をセットした場合）	費用請求書、実際に支出した費用の領収書（治療費、交通費等）など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

※事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

※ケガ、賠償事故、携行品損害以外の事故に関する保険金請求書類は、上記内容と異なる場合があります。普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(3)保険金のお支払時期

弊社は、「(2)保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(5)代理請求人制度について

（入院保険金や手術保険金等、被保険者ご本人がご請求される保険金のご請求について）被保険者が、保険金のお支払対象となる傷害を被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(6)損害賠償保険金のお支払いにあたって（先取特権）

被保険者から損害賠償金を受け取るべき方（賠償事故の被害者等）は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利（先取特権）があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

10. 補償重複について

補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償（特約）の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償（特約）の要否をご判断ください。

〈普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険との補償が重複する可能性のある主な特約〉

	この保険にセットすることができる特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人賠償責任補償	自動車保険、火災保険、傷害保険、医療保険の個人賠償責任補償特約

〈青年アクティブライフ総合保険と補償が重複する可能性のある主な補償〉

	この保険にセットすることができる特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人賠償責任補償	自動車保険、火災保険、傷害保険、医療保険の個人賠償責任補償特約
②	借家人賠償責任補償	火災保険の借家人賠償責任補償特約
③	携行品損害補償	賠償責任保険の用品補償特約

11. その他ご注意いただきたいこと

(1)ご契約時にご注意いただきたいこと

①保険料を払込みいただきますと、口座振替等の特定の特約をセットした場合を除き、弊社所定の保険料領収証が発行されますのでお確かめください。

②自動継続特約について

「保険契約の継続に関する特約」をセットされているご契約の場合には、保険期間満了日の3か月前までに別段のお申出がない場合、保険契約満了時の内容で毎年自動継続されます。なお、満期日時点で被保険者ご本人が満81歳となられた方はご継続いただけません。

(注1) 保険金請求事故が多発したご契約など、弊社から継続の中止または引受条件の変更をご案内することがあります。

(注2) 保険料率の改定が実施された場合、継続契約の保険料が変更となりますのであらかじめご了承ください。

③共同保険契約について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事会社が他の引受保険会社の業務の代理・事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

④契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

(2)ご契約後にご注意いただきたいこと

①ご契約手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。保険証券がお手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管してください。万一、保険証券に記載されている事項に誤りがございましたら弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

②被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が保険契約者を通じて保険契約の解約請求を行うことができる場合があります。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口	0120-877030 (フリーダイヤル) 一部お繋ぎできないIP電話等からは03-6634-4321をご利用ください。 受付時間：平日の午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く。)
事故受付センター	0120-399061 (フリーダイヤル) 受付時間：24時間 事故が発生した場合は遅滞なくご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。
指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター) 0570-022808 (ナビダイヤル)*1 *1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。 一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは 03-4332-5241 *2をご利用ください。 *2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。) (いずれの番号も所定の通話料がかかります。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/)

〈ご契約内容確認事項 (意向確認事項)〉

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿った保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

(1)この保険は、お客様のご希望に沿って、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などへの備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございます。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございます。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございます。

(2)次の項目について、お客様のご希望どりの内容であることをご確認ください。

- ①補償の内容 (保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など)、特約の内容
- ②被保険者の範囲 (個人型、家族型) ③保険金額 (ご契約金額)
- ④保険期間 (保険のご契約期間) ⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと

(3)申込書・加入依頼書等の被保険者欄に記載された生年月日、満年齢、性別、職業・職務内容、他の傷害保険契約等の有無・内容等および保険金請求歴について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

(4)重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報) の内容をご確認ください。

(5)団体契約または包括契約の場合、「保険の対象となる方」や「割引などの制度」に関しまして、ご理解の上ご契約いただいていることをご確認ください。

個人情報取扱いについて <個人情報取扱い説明書>

当社は、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

1. 個人情報の取得・利用目的について

当社は、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1)損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2)適正な保険金の支払い
- (3)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4)損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5)当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6)上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報 (職業、健康状態等) があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社は、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1)同意されている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要の場合 (再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5)保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>) をご参照ください。
- (6)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 当社の個人情報取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。<ホームページアドレス：<https://www.jihoken.co.jp/>>